

Chapter 16 企業結合の会計 Topics & JPN Comparison

【Topic 16-1】企業結合の意味と範囲の分類

APB 意見書第 16 号以前では、企業結合の意味と範囲は、以下のように説明されてきた。

1950 年に、アメリカ会計士協会(AIA)の会計手続委員会(CAP)が公表した会計研究公報(ARB)第 40 号『企業結合』では、**企業結合**は、これまで行っていた**事業**(business)を**単一の企業**(corporation)で行う目的で、**2 つ以上の企業を結合**することと説明されていた¹⁾。これは、**企業結合**が、合併と営業譲受（譲渡会社が解散する場合）といった一つの企業（**法的実体**(legal entity)）になることを意味しており、例えば子会社のように異なった企業が存続する可能性を除外した狭い意味のものであった。

1957 年に、AIA が公表した ARB 第 48 号『企業結合』は、**企業結合**を 2 つ以上の企業がこれまで行っていた事業を行う目的で結合されることと説明した²⁾。これは、**企業結合**の結果、結合当事企業の 1 つが結合後も子会社等の異なった企業として存続する場合まで含めた考え方である。

1963 年に、アメリカ公認会計士協会(AICPA)が公表した会計研究叢書(ARS)第 5 号『企業結合会計の批判的研究』は、**企業結合**を、1 つの**経済単位**(economic unit)が他の経済単位の資産や財産に対して**支配**(control)を獲得するすべての取引であると定義した。その際、**支配**を獲得する法律上の手続きや結合取引の結果生じる**経済単位の形態は特に問われない**という³⁾。これは、**企業結合**が、会社あるいは事業の結合であり、合併、営業譲受（**譲渡会社が解散しない場合も含む**）および子会社取得を含んだ概念と考えられる。ARS 第 5 号の定義は、アメリカにおける多くの企業結合の見地から行われたものであるが、実際には、結合当事企業のいずれが支配を獲得したかが明確でないような企業結合も存在することから不十分なものと考えられた⁴⁾。

1) CAP, 1950, Accounting Research Bulletin (ARB) No.40, *Business Combinations*, American Institute of Accountants (AIA), par.1.

2) CAP, 1957, ARB No.48, *Business Combinations*, AIA, par.1.

3) Wyatt, A. R., 1963, Accounting Research Study (ARS) No.5, *A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, AICPA, p.12.

4) 武田安弘, 1982『企業結合会計の研究』白桃書房, p.24.

【Topic 16-2】 合併の本質

合併の本質をどのようにみるかには、**現物出資説**(theory of contribution in kind)と**人格合一説**(theory of personality union)があり、これが合併、ひいては企業結合の会計基準に影響を及ぼしている。

現物出資説は、合併の本質を現物出資の一形態とみる見解であり、合併会社が被合併会社から受け入れた資産は公正価値で計上され、合併による受入純資産が存続会社の資本金増加額を超える額、すなわち合併差益は資本剰余金とされる。

人格合一説は、合併をもって、合併会社が被合併会社の財産を包括的にそのままの状態に承継し、2つ以上の会社が1つの会社に合一するとみる見解であり、合併後の会社において各合併当事会社の人格の継続を認める本質観である。この説のもとでは、合併会社が被合併会社から引き継いだ資産・負債は、被合併会社の帳簿価額で記録され、被合併会社の利益剰余金の引き継ぎが認められる⁵⁾。

現在では、**企業結合**は、**合併**(merger)、**会社分割**(demerger, corporate split)、**株式交換**(share exchange)、**株式移転**(share transfer)などの**会社法上の組織再編行為**(corporation reorganization, restructuring activities)の他、**事業の譲り受け**(business transfer)や、**株式公開買付け**(take-over bid, TOB)等による**企業買収**(corporate acquisitions, takeover)も含めた概念として、幅広く捉えられるようになっている。

【Topic 16-3】 企業結合の分類と持分プーリング法の濫用

1950年に、AIAのCAPが公表したARB第40号は、**企業結合を、新しい所有者持分が形成される取得の場合と、企業結合以前の所有者持分が継続される場合に分類して、前者にパーチェス法を、後者に持分プーリング法を適用することを規定している**⁶⁾。しかし、持分プーリング法を適用するための、**持分の継続**を判断する条件が曖昧であったことから、**持分プーリング法が濫用**されることになった。

1970年に、AICPAが公表したAPB意見書第16号は、**持分プーリング法の濫用**に対応して、持分プーリング法により会計処理するために満たされなければならない

⁵⁾ 同書, p.7。

⁶⁾ CAP, 1950, *op.cit.*, pars.1-3.

い 12 の条件を示し、それらの条件に適合しない企業結合に**パーチェス法**の適用を義務づけた。持分プーリング法により会計処理するための条件は、以下のとおりである。

APB 意見書第 16 号は、これらの条件を満たした企業結合に**持分プーリング法**の適用を**義務**づけている⁷⁾。

① 結合当事企業の特質

- (a) 各結合当事企業には自律性があり、結合計画開始 2 年以内に一度も結合の相手企業の子会社もしくはその一部になったことがないこと
- (b) 結合前の企業それぞれが、他の結合当事企業から独立していること

② 企業結合の実行方法

- (c) 結合が特定の計画に基づき、計画後 1 年以内に完了すること
 - (d) 結合計画完了日に、企業が結合相手となる企業の実質上すべての議決権付株式と交換に自社の議決権付普通株式の大部分 90%以上と同一の権利がある普通株式のみを発行すること
 - (e) 結合計画開始前 2 年以内、もしくは結合計画開始日から完了日の間に、結合実施に起因して、結合当事企業の普通株主に変動がないこと
 - (f) 各結合当事企業は、結合以外の目的でのみ議決権付株式を再取得し、いかなる企業も結合計画開始日から完了日まで通常の株式数以上の再取得をしないこと
 - (g) 結合による株式交換の結果、結合当事企業の個々の普通株主間の持株比率が変化しないこと
 - (h) 結合後も企業の普通株所有持分に付与された議決権が自由に行使でき、かつ株主が一定期間、その権利を奪われることも、制限されることもないこと
 - (i) 結合が結合計画完了日に確定し、証券の発行や他の対価に関する計画について、いかなる項目についても保留事項がないこと
- ③ あらかじめ計画された取引の存在の有無
- (j) 結合後の企業が、結合のために交付された普通株式の全部もしくは、一部の償還または再取得につき、直接的あるいは間接的に合意しないこと

⁷⁾ APB, 1970, APB Opinion No.16, *Business Combinations*, AICPA, pars.46-48.
(日本公認会計士協会国際委員会訳, 1978『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会。)

- (k) 結合後の企業が、結合された企業の旧株主の利益のため、その他の財務的契約、例えば、事実上持分証券の交換を否定することになる交付株式を担保とする貸付保証契約のような契約を締結しないこと
- (l) 結合後の企業が結合後 2 年以内に、結合前の企業の資産の重要な部分を売却することを意図したり、計画したりしないこと

【JPN Comparison 16-1】日本の企業結合の定義

IASB が設立された 2001 年には、日本でも、会計基準の設定主体として**企業会計審議会**に代わって**企業会計基準委員会(ASBJ)**が設立された。しかし、すでに企業結合の会計基準に関する審議は企業会計審議会により行われていたことから、日本で初めての『企業結合に係る会計基準』は、2003 年に企業会計審議会によって設定され、かつそれを最後に、企業会計審議会の会計基準設定主体としての役割は終えられた。

日本の 2003 年の『企業結合に係る会計基準』は、**企業結合**を、ある**企業**（会社および会社に準ずる**事業体**をいう。）またはある企業を構成する**事業**と他の**企業**または他の企業を構成する**事業**とが 1 つの**報告単位**に統合されることをいうと定義した⁸⁾。この定義は、2004 年に IASB が公表する IFRS 第 3 号の定義とほぼ同一である。これは、日本の企業会計審議会が、すでに IASB が公開草案(ED)において公表していた IFRS 第 3 号と同様の定義を参考としたものと解釈される。

【JPN Comparison 16-2】日本の企業結合の分類

2003 年の『企業結合に係る会計基準』では、1998 年の改訂 IAS 第 22 号と同様に、**取得**と**持分の結合**を以下のように定義して、**取得**の場合に**パーチェス法**を、**持分の結合**の場合に**持分プーリング法**を適用することを規定していた⁹⁾。

取得とは、ある企業が他の企業または企業を構成する事業に対する**支配**を獲得して 1 つの**報告単位**となることをいう。

8) 企業会計審議会, 2003『企業結合に係る会計基準』企業会計審議会, 二 1。

9) 同基準, 第 4 項-第 5 項。

持分の結合とは、いずれの企業または事業の株主または持分保有者も他の企業または事業を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべてまたは事実上のすべてを統合して1つの**報告単位**となることをいう。

ASBJは、2008年に企業結合会計基準を改訂して、『企業結合に関する会計基準』を公表した(2013年、2019年改訂)。そこでは、依然として、企業結合には**取得と持分の結合**という異なる経済的実態を有するものが存在すると述べられている。一方で、会計基準の国際的収斂の視点から、**持分プーリング法**の適用は廃止された¹⁰⁾。

【JPN Comparison 16-3】日本におけるパーチェス法一本化

2004年に公表されたIFRS第3号が、ほとんどすべての企業結合が支配の獲得となると説明しているのに対して、日本の2003年の『企業結合に係る会計基準』は、企業結合には、**取得と持分の結合**という異なった**経済的実態**を有するものが存在するとして、**パーチェス法**と**持分プーリング法**の異なった会計処理方法を認めていた¹¹⁾。これは、特にヨーロッパ連合(EU)から批判的となった。

2001年のIASBの設立以来、急速に進む**会計基準の国際的収斂**とも重なって、日本の会計基準の設定主体であるASBJは、2008年に企業結合会計基準を改訂して、『企業結合に関する会計基準』を公表した(2013年、2019年改訂改訂)¹²⁾。そこでは、企業結合の定義は変更されていない。しかし、企業結合を**取得と持分の結合**とに分けて、異なった会計処理方法を規定することをやめて、**パーチェス法一本化**を図り、国際的な批判から免れる対応が取られている。

【JPN Comparison 16-4】日本のパーチェス法の会計処理

(1) 非支配株主持分の測定

日本の企業結合会計基準は、**非支配株主持分**の測定について特に規定していない。そこでは、**非支配株主持分**の測定を**のれん**の計上との関わりから、親会社の持分について計上した**のれん**の金額から推定計算して**全部のれん**を計上する方式

10) 企業会計基準委員会, 2008, 「企業結合に関する会計基準」第66項-第70項。

11) 企業会計審議会, 2003, 前掲基準書, 第4項-第5項。

12) 企業会計基準委員会, 2019 「企業結合に関する会計基準」。

があることを示した上で、**のれん**の計上は有償取得に限るべきであるという**購入のれん（部分のれん）**の計上の考え方を採用したことが述べられている¹³⁾。ここから、日本では、**株主持分**を、被取得企業の識別可能純資産の**非支配株主持分割合**で測定することが規定されていることになる。

(2) 段階取得

日本の企業結合会計基準では、**連結財務諸表**上、改訂 IFRS 第 3 号と同様に、支配を獲得するに至った個々の取引すべての**企業結合日の時価**をもって**取得原価**を算定することを規定しているが、**個別財務諸表**上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることを規定している¹⁴⁾。これは、段階取得によって支配を獲得する場合、複数の交換取引による**投資に継続性**があるか否かから説明される¹⁵⁾。日本の企業結合会計基準は、会計基準の国際的収斂を意識した結果、連結財務諸表と個別財務諸表との間で、異なった会計処理方法を規定することになった。

(3) 取得関連費用

取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する¹⁶⁾。

¹³⁾ 同基準，第 98 項。

¹⁴⁾ 同基準，第 25 項。

¹⁵⁾ 同基準，第 88 項-第 91 項。

¹⁶⁾ 同基準，第 26 項。